

中・高校生が知るべき!

デジタル時代の著作権

コーラス部の映像
をホームページに
載せるには?



えっ!?
使っちゃダメなの?



お前のイラスト
アニメーション
にしたから!

新曲ダビングした
から貸してあげる!



生徒編
指導者編

生徒編 : 上映時間 17 分
指導者編 : 上映時間 17 分
2本組価格 52,500 円

制作意図

著作権は、古くから認められてきた権利ですが、マスコミや出版などに限られた世界の権利のように思われがちでした。

しかし現在、著作権はインターネットなどデジタル化された情報社会の発達によって、私たちの生活の中でとても身近になっているのです。あなたも知らず知らずの間に、誰かの著作権を侵害しているかもしれません。

著作権という権利を守ることは、自分の権利を守ることでもあるのです。

この作品では、中・高校生を対象に学校生活で気をつけなければいけない事例を挙げ、わかりやすく解説していきます。

作品の内容

～坂井君のイラスト～

教室で、坂井君が描いたイラストを木村君が貸してほしいと頼んだ。翌日、パソコンルームのパソコン画面には、そのイラストがアニメーションになっている。木村君は、イラストに手を加え自分のホームページの表紙にしていた。

- ★無断で加工し、ホームページに載せてしまった木村君は、坂井君の著作権を侵害しています。作者の考えや思いが込められた作品を勝手に変えられたら誰でも良い気分はしないでしょう。そうしたことを禁止する権利を著作権といい、著作権法という法律で守られているのです。

～ライブで使用する曲～

練習をしているバンドのメンバー。今、流行の曲をどこかで演奏できないか話し合っている。メンバーの兄弟がライブをするので、そこで出演させてもらおうということになった。

- ★入場料を取って聴かせる場合は、著作権者に使用料を払わなければいけません。著作権のあるもの全てが使用できないのではなく、お金を儲けることを目的にしないなどの条件を満たせば、使用できる場合もあります。

～レンタルショップで借りたCD～

休み時間、レンタルショップで借りたCDをMDに複製して聴いている美保さんに裕美子さんが貸してほしいと言った。

- ★自分で聴くために複製することは許可されていますが、複製したものを人に貸したりは出来ません。個人的な利用ではなくなってしまいますからです。

～パソコンソフト入れていい？～

音楽編集ソフトを使用していると、友達にやってみたく頼まれたので、そのソフトを友達のパソコンにインストールするように勧めた。

- ★これも著作権の侵害です。プログラムの開発には膨大な労力や費用がかかります。開発者の権利を理解することでさらなる発達に繋がるのです。

～テレビドラマを録画したビデオ～

新番組を見逃した理彩さん。香奈恵さんがビデオに録画したと言うので、借りることにした。友達だから、個人的利用で著作権は大丈夫だろう。

- ★これは違法です。テレビドラマや映画は、放送された後も再放送されたりビデオやDVDで発売され、様々な形で再利用されます。無料のコピー製品が出回ると、ビデオやDVDは売れなくなり、著作者の利益が守られないことになってしまいます。

～コーラス部の映像をホームページで～

ビデオ撮影した音楽祭でのコーラス部の映像を、クラスのホームページに載せようと話している木村君たち。

- ★ホームページで映像を流すには、いろいろな許可が必要です。誰でもどこからでも見ることができるので、私的な利用ではなくなってしまいます。まず、映像に映っている全ての人に載せていいかを聞き、曲を作詞作曲した人にも許可を得なければなりません。

～演劇部の脚本何にする？～

「テレビドラマを舞台でやりたい」「宝塚のミュージカルがいい」など公演に向けて話している。

- ★著作権には保護期間というものがあり、著作者が亡くなって50年を過ぎれば、自由に使用することができます。そうした作品の中から面白いものを探すとすることもできるのです。

～文化祭のゲートに描く絵～

文化祭についてクラスで話し合っている。キャラクターを描いたらいいのではないかという意見が出て、みんなが賛成した。

- ★文化祭のゲートやプラカードにキャラクターを使用することは、学校での教育に絶対必要だと考えにくいので、自由に使うことができません。但し使用目的を著作者に伝えれば、許可が得られるかもしれません。出版社を通じて連絡を取る方法や著作権等管理事業者という団体などに問い合わせるとよいでしょう。

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

香川県高松市屋島西町2484-8

TEL 087-841-1100

FAX 087-841-1101